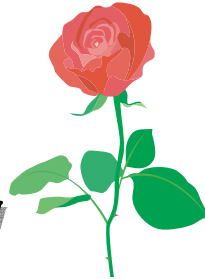


西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2006年6月号

夕方、見事に咲いた赤いバラに雨が落ちていました。

バラの花びらの上の雨のしずくがとても綺麗で、しばし見とれてしまいました。

こんな発見があると、雨の日もいいものだと思います。

今月の占出山町だよりは、基礎年金番号のお話からです。



6月号目次

☆基礎年金番号って何？

☆58歳からの転職、賢い雇用保険の利用法



☆ 基礎年金番号って何？

年金加入記録の閲覧が、社会保険庁のホームページから可能になりましたが、この手続きをするのに必要なのが基礎年金番号です。

昭和61年4月から年金制度は、1階部分が基礎年金（国民年金）、2階部分が会社員の加入する厚生年金や公務員の共済年金という2階建ての年金となりました。

しかし、それぞれの加入者の記録についてはまだ統一されず、年金番号も加入制度や加入期間毎にばらばらに付けられていました。サラリーマン→自営業→公務員と職業が変わる場合、1人で複数の年金番号を持ってしまい、加入期間の再確認をする際期間がもれたり、氏名が変更となった期間の確認に手間取っていました。

その問題を解決するために、平成9年1月1日から各制度間で共通に使用するための基礎年金番号制度が実施されました。

具体的には、平成9年1月1日現在で加入している制度の番号が基礎年金番号として付番される方法が取られ、それまでの加入記録を1つの番号で管理することとなりましたが、それでも記録が漏れていることがあります。

複数の年金番号をお持ちの方は、現在の基礎年金番号に全ての加入期間が間違いなく含まれているか確認なさることをお勧めします。

確認は、お近くの社会保険事務所でも社会保険庁のホームページからでも可能です。

特に、平成9年前に転職経験をお持ちの方は、要チェックですよ！

（裏面に続く）

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 58歳からの転職、賢い雇用保険の利用法

雇用保険というよりは、失業保険のほうが耳慣れている感じがありますよね。

確かに雇用保険は失業期間を支えてくれる大切な保険です。

雇用保険には、様々な給付があります。失業した時の生活を支えてくれる基本手当、再就職を助けるための就職促進給付もあります。

そして忘れてならないのが、再就職に必要な知識や技能を修得できる公共職業訓練とその受講時に支給される技能習得手当です。

公共職業訓練は3ヶ月程度の期間が多く、その期間、基本手当のほかに、技能習得手当として受講手当1日500円、通所手当（所謂定期代）が支給されます。

この公共職業訓練、WEBデザインからPCの基礎など様々で、基本的には受講料は無料（教材などの実費は必要です）、パソコン関係は希望者が多く抽選になるケースもあるようです。

私の友人も介護ヘルパーの資格を取るための公共職業訓練を受講して見事試験に合格！第二の人生を歩き始めました。

雇用保険は基本手当を受給するためだけではなく、次の仕事や企業のために上手に利用できますよ。

自己都合で退職し、基本手当の給付制限を受ける場合も、公共職業訓練を受講すれば制限は解除されますし、基本手当の給付日数が残り少ない時に公共職業訓練を受講すれば、訓練延長給付として基本手当が延長して支給されることもあります。

ハローワークは親切な対応をしています。なんでも積極的に聞いて利用しましょう！

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

